

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市役所

## 目次

### ◇ 規 則

ページ

- 北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則【総務市民局人事部給与課】 2

### ◇ 公 告

- 北九州広域都市計画事業折尾土地区画整理事業の事業計画の縦覧【都市整備局折尾総合整備事務所整備課】 5

### ◇ 訓 令

- 北九州市職員出勤簿処理規程の一部を改正する訓令【総務市民局人事部給与課】 6

北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 1 9 日

北九州市長 武 内 和 久

#### 北九州市規則第 8 号

北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（昭和 3 8 年北九州市規則第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「1 週間について」を「4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり」に改める。

第 3 条の 3 を次のように改める。

（条例第 4 条第 4 項及び第 4 条の 2 第 4 項の規定の適用除外）

第 3 条の 3 条例第 4 条第 4 項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- （1） 育児短時間勤務職員等
- （2） 高齢者部分休業職員（地方公務員法第 2 6 条の 3 第 1 項に規定する高齢者部分休業の承認（第 4 条の 2 第 2 項において「高齢者部分休業の承認」という。）を受けた職員をいう。以下同じ。）
- （3） 定年前再任用短時間勤務職員
- （4） 北九州市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和 4 年北九州市条例第 2 0 号）付則第 2 3 項に規定する暫定再任用短時間勤務職員
- （5） 任期付短時間勤務職員
- （6） 育児介護職員
- （7） 条例第 4 条第 2 項又は第 4 条の 2 第 2 項の規定により週休日又は勤務時間の割振りを別に定められた職員のうち人事委員会の承認を得て任命権者の定めるもの
- （8） 前各号に掲げる者のほか、適切な公務の運営を確保するため、条例第 4 条第 4 項及び第 4 条の 2 第 4 項の規定を適用しないこととする必要がある職員として人事委員会の承認を得て任命権者の定めるもの

第 3 条の 3 の次に次の 4 条を加える。

（勤務時間の割振り）

第 3 条の 4 条例第 4 条の 2 第 1 項に規定する勤務時間の割振りは、午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで（育児介護職員にあっては、午前 8 時 3 0 分

から午後5時までとし、それぞれ第3条に規定する休憩時間を含む。)とする。

2 条例第4条の2第3項本文に規定する勤務時間の割振りは、市長が別に定める。

(単位期間)

第3条の5 条例第4条の2第4項の人事委員会規則で定める期間は、1週間、2週間、3週間又は4週間のうち職員が選択する期間(次条第1項第4号において「単位期間」という。)とする。

(勤務時間の割振り等の基準等)

第3条の6 勤務時間の割振り等(条例第4条第4項の規定による勤務時間を割り振らない日の設定及び条例第4条の2第4項の規定による勤務時間の割振りをいう。)は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 勤務時間は、1日につき4時間以上12時間以内とすること。ただし、休日(条例第6条第1項に規定する休日をいう。)その他任命権者の定める日については、7時間45分とすること。

(2) この項の基準により勤務時間を割り振る職員に共通する勤務時間は、月曜日から金曜日までのそれぞれ午前10時から午後3時まで(休憩時間を除く。)とすること。

(3) 始業の時刻は午前7時以後に、終業の時刻は午後8時以前に設定すること。

(4) 条例第4条第4項の規定により勤務時間を割り振らない日は、単位期間をその初日から1週間ごとに区分した各期間(単位期間が1週間である場合にあつては、単位期間)につき1日を限度とすること。

2 条例第4条第4項及び第4条の2第4項に規定する申告は、前項に定める基準に適合するように行わなければならない。

(勤務時間の割振り等の手続)

第3条の7 任命権者は、前条第2項の申告を考慮して同条第1項に定める基準により勤務時間の割振り等を行うものとする。この場合において、当該申告どおりに勤務時間の割振り等を行うと公務の運営に支障が生ずると認める場合には、人事委員会の承認を得て任命権者の定めるところにより、当該申告と異なる勤務時間の割振り等を行うことができるものとする。

2 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定による勤務時間の割振り等を変更することができる。

(1) 条例第4条第4項及び第4条の2第4項に規定する申告並びに第4条第2項に規定する休憩時間の申告があつた場合において、これらの申告

どおりに変更するとき。

- (2) 勤務時間の割振り等を行った後に生じた事由により、当該勤務時間の割振り等の変更を行わなければ公務の運営に支障が生ずると認める場合において、人事委員会の承認を得て任命権者の定めるところにより変更するとき。

第4条第1項中「前条」を「第3条の4」に改め、同条第2項中「前条」を「第3条の4」に、「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 任命権者は、条例第4条の2第4項の規定により勤務時間を割り振る場合において、同項の申告をした職員から休憩時間の始まる時刻及び終わる時刻について申告があったときは、第3条の規定にかかわらず、当該申告を考慮して休憩時間を置くものとする。この場合において、当該申告どおりに休憩時間を置くと公務の運営に支障が生ずると認める場合には、人事委員会の承認を得て任命権者の定めるところにより別に休憩時間を置くことができる。

第4条の2第2項ただし書中「地方公務員法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業の承認（以下「高齢者部分休業の承認」という。）を受けた職員（以下「高齢者部分休業職員」という。）」を「高齢者部分休業職員」に改める。

第5条の見出し中「週休日」の次に「等」を加え、同条第1項本文中「第8条第1項」の次に「（同条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）」を加え、「週休日の」を「週休日等の」に改め、「を週休日」の次に「又は条例第4条第4項の規定により勤務時間を割り振らない日」を加え、「同項」を「条例第8条第1項又は同条第2項の規定により読み替えて準用する同条第1項」に改め、「以下」の次に「この項及び第14条において」を加え、同項ただし書中「週休日の」を「週休日等の」に、「週休日が」を「週休日又は条例第4条第4項の規定により勤務時間を割り振らない日が」に改め、同条第2項本文中「第8条第2項」を「第8条第3項」に改める。

第14条第1項各号列記以外の部分中「週休日」の次に「等」を加える。

付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

北九州市公告第192号

北九州広域都市計画事業折尾土地区画整理事業の事業計画（第7回変更案）を土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第55条第1項の規定により公衆の縦覧に供するので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第3条の規定により、次の事項を公告する。

なお、当該事業計画の変更案（都市計画に定められた事項を除く。）について意見のある利害関係者は、令和8年4月19日までに北九州市長に意見書を提出することができる。

令和8年3月19日

北九州市長 武内和久

1 縦覧期間及び縦覧時間

令和8年3月23日から同年4月5日までの毎日午前8時30分から午後5時15分まで

2 縦覧場所

北九州市八幡西区大浦二丁目13番7号

北九州市都市整備局折尾総合整備事務所

3 意見書の提出要領

当該事業計画の変更案について意見書を提出しようとする者は、意見をできるだけ具体的に記載した文書を、第2項の縦覧場所に令和8年4月19日まで（縦覧期間満了日の翌日以降は土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）に到着するように提出すること。

なお、意見書を郵便及び信書便で差し出した場合は、令和8年4月19日までの消印があれば当該提出期限内に提出したものとみなす。

北九州市訓令第 2 号

庁中一般

北九州市職員出勤簿処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 8 年 3 月 1 9 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市職員出勤簿処理規程の一部を改正する訓令

北九州市職員出勤簿処理規程（昭和 3 8 年北九州市訓令第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項第 1 4 号アからエまで以外の部分中「週休日」の次に「等」を加え、同号中エをオとし、ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 条例第 4 条第 4 項の勤務時間を割り振らない日 フレ週休日

第 5 条第 1 項第 1 6 号ア及びイ以外の部分中「第 8 条第 1 項」の次に「（同条第 2 項において読み替えて準用する場合を含む。）」を、「週休日」の次に「等」を加え、同項第 1 7 号中「第 8 条第 2 項」を「第 8 条第 3 項」に改める

。

第 7 条中「エ」を「オ」に改め、「週休日」の次に「等」を加える。

付 則

この訓令は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。